

「第三次群馬県循環型 社会づくり推進計画」の 中間見直しについて

群馬県環境森林部
廃棄物・リサイクル課
2025.12.18

1 第三次群馬県循環型社会づくり推進計画

「群馬県環境基本計画」を上位計画とする循環型社会づくりに関する県の個別計画

- 根拠 廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき、県が策定する法定計画
- 計画期間 R3年度～R12年度（10年間）

環境基本計画と連動

◎ 中間見直し

策定から5年が経過することから、必要な見直しを行う。

- 計画の構成

基本理念

環境への負荷を抑制し、廃棄物の適正処理を更に推進しながら、環境・経済・社会を統合した持続可能な形で資源を循環利用していく社会の実現を図る。

(次ページへ続く)

基本目標

(1) 持続可能な社会づくりを目指した環境、経済、社会を統合した取組

(2) 県民等各主体相互の連携の強化によるごみの減量及び資源化の推進

(3) 「ごみ」が「循環資源」として再認識され、排出の抑制と「質」の高い循環的な利用が定着している社会の実現

(4) 地域循環共生圏の形成による地域創生の実現

(5) 大規模災害時にも対応できる広域処理体制の強化

重点施策

全ての施策に共通して関係

生ごみ等の減量と循環的な利用に向けた取組の推進

プラスチックごみ対策及び容器包装廃棄物等の資源化の充実

食品ロスの削減に向けた取組の推進

地域循環共生圏形成に向けた取組の推進

ごみ処理の広域化に向けた市町村への支援

災害発生時における廃棄物の広域的な処理体制の強化

県の施策展開（柱）

5 Rの推進
(3 R + Refuse + Respect)

廃棄物等の適正処理の推進

食品ロス削減の推進

バイオマスの活用の推進

災害廃棄物処理体制の強化

海岸漂着物対策推進

2 中間見直しの概要

- ・ 中間見直しであるため、計画期間、構成は変更しない。
- ・ 上位計画『群馬県環境基本計画』の中間見直しと整合を図りながら、①～③等を踏まえて必要な見直しを行い、現状に即したものとする。

- ①循環型社会づくりに関する国方針等の変更
- ②計画目標の達成状況
- ③計画の進捗状況の点検・評価結果

3 『群馬県環境基本計画』との整合

○ 『群馬県環境基本計画』の中間見直しのポイント

- ・ 施策の柱ごとに、**2040年の将来像（ビジョン）**と2030年度までの目標を設定
- ・ 取組の方向性に「ネット・ゼロ」**「サーキュラーエコノミー（循環経済）」**
「ネイチャーポジティブ」の視点を追加

➡ 本計画

- ・ 柱2「**持続可能な循環型社会づくり**」の**2040年の将来像（ビジョン）**を記載
- ・ 全体的に**「サーキュラーエコノミー（循環経済）」**の要素を追加

4 現行計画からの主な変更点

- サーキュラーエコノミー（循環経済）の要素を追加
 - ・ 重点施策 全体にわたる項目に「重要な視点」として記載
 - ・ 計画目標 廃棄物の減量化の目標における指標として
「1人1日当たりのごみ焼却量」の指標を追加
 - ・ 県の施策展開 項目追加・拡充（プラスチックごみの回収）
 - ・ コラム 追加作成
- 施策の進捗や社会情勢の変化への対応（アップデート）
 - ・ 第2章 現状及び課題の時点更新
 - ・ 第4章 県の取組
中間期における目標達成状況の評価（⇒ 目標値の変更は基本行わない）
方向性・施策展開の追加・拡充

5 中間見直し案

現行計画	中間見直し案（変更箇所・考え方）
<p>第1章 総論</p> <p>第1節 計画の概要</p> <p>計画策定の趣旨／計画の位置付け／計画の対象</p> <p>計画の期間／計画の構成</p>	<p>⇒ 基本変更なし</p> <p><計画策定時から基本的な変更はないため、変更は行わない></p>
<p>第2章 現状及び課題</p> <p>第1節 循環型社会づくりをめぐる動向</p> <p>各種法令の状況／国における各種計画・方針等</p> <p>国際的な取組／群馬県の独自の取組／その他の動向</p> <p>第2節 群馬県における循環型社会づくりの現状及び課題</p> <p>前計画の目標達成状況／3Rの取組状況</p> <p>廃棄物の適正処理／食品ロス削減</p> <p>バイオマスの活用の推進／リサイクルの推進</p> <p>災害廃棄物処理対策</p>	<p><計画策定時の状況に、現在（中間期）の状況を反映させる></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の計画・目標等の変更内容を反映 ・前計画の目標達成状況：目標設定年度（R2）の実績を追記 ・各現状・課題について時点更新 最新の実績（主にR5）等の状況 県民等意識調査・実態調査報告書（R6）の概要等

5 中間見直し案

現行計画	中間見直し案（変更箇所・考え方）
<p>第3章 循環型社会づくりに向けた基本的な考え方</p> <p>第1節 計画の基本方針 基本理念／基本目標</p> <p>第2節 重点施策 地域循環共生圏形成に向けた取組の推進 生ごみ等の減量と循環的な利用に向けた取組の推進 プラスチックごみ対策及び容器包装廃棄物等の資源化の充実 食品ロスの削減に向けた取組の推進 ごみ処理の広域化に向けた市町村への支援 災害発生時における廃棄物の広域的な処理体制の強化</p>	<p>⇒ 変更なし</p> <p>⇒ 循環経済を重要な視点として記載</p> <p>⇒ 新たな長期広域化・集約化計画の策定について追記</p>
<p>第4章 県の取組</p> <p>第1節 廃棄物排出量等の将来推計 一般廃棄物の将来見込み／産業廃棄物の将来見込み</p> <p>第2節 計画目標 一般廃棄物の減量化の目標／産業廃棄物の減量化の目標 廃棄物等の適正処理の目標／災害廃棄物処理体制の強化の目標 食品ロス削減の目標／バイオマスの活用の推進の目標</p>	<p>⇒ 変更なし（新たな将来推計は行っていない）</p> <p>⇒ 国目標等の変更を踏まえ検討 ・「ごみ焼却量」の目標を新規設定 ・設定済みの目標値の変更はなし</p> <p>⇒ 中間期における各目標達成状況の評価</p>

5 中間見直し案

現行計画	中間見直し案（変更箇所・考え方）
<p>第4章 県の取組</p> <p>第3節 県の施策展開</p> <p>5R（3R+Refuse+Respect）の推進 廃棄物等の適正処理の推進／食品ロス削減の推進 バイオマスの活用の推進／災害廃棄物処理体制の強化</p>	<p>⇒ 「現状と課題」「取組の方向性」「施策展開」 追記・拡充等の必要な修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックごみの回収 ・長期広域化・集約化計画の策定 ・リチウムイオン電池対策 ・PCB廃棄物の適正処分 ・ヤード規制、土砂埋立て規制 等
<p>第5章 海岸漂着物対策推進</p> <p>第1節 基本的事項 海岸漂着物対策推進の背景</p> <p>第2節 群馬県の現状と課題 河川へのごみ流出状況／調査結果／本県における課題</p> <p>第3節 発生抑制対策等について 重点区域／発生抑制対策／環境学習／普及啓発／数値目標</p> <p>第4節 関係者の役割分担と相互協力 関係者の役割分担／流域県との連携</p> <p>第5節 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項等</p>	<p>⇒ 変更なし</p> <p>⇒ 調査結果（R4～R6）を追記</p> <p>⇒ 発生抑制対策の一部を追記 数値目標の一部をR12目標として再設定</p>

5 中間見直し案

現行計画	中間見直し案（変更箇所・考え方）
<p>第6章 計画の推進</p> <p>第1節 各主体の役割 県民／市民活動団体等、大学・研究機関等 事業者（製造業、小売業等） 廃棄物処理業者・リサイクル業者／市町村</p>	<p>⇒ 循環経済の実現に向けた役割の追加 事業者（製造業、小売業等）</p>
<p>資料編</p> <p>群馬県環境審議会 委員 群馬県循環型社会づくり推進県民会議 委員 群馬県環境審議会循環型社会づくり推進部会 委員 第三次群馬県循環型社会づくり推進計画策定・変更の経緯 用語の定義 用語集</p> <p>コラム</p>	<p>⇒ 中間見直し時点の委員一覧を追記</p> <p>⇒ 計画変更（R4年3月）以降について追記</p> <p>⇒ 用語の追加（循環経済）</p> <p>⇒ 循環経済、ごみ減量の追加作成</p>

6 スケジュール案

	2025（令和7）年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
群馬県（事務局）	見直し方針案			骨子案作成			素案作成			案作成			改訂版公表
県環境審議会			諮問								答申		
循環型社会づくり推進部会				第1回 説明・審議		第2回 説明・審議		第3回 説明・審議					
県議会											説明		
県民・事業者 （パブリックコメント）									意見募集	結果公表			
市町村									意見聴取				